

東京都女性活躍推進ロゴマーク取扱要領

平成27年4月1日 27生都平第34号決定

改正 平成27年10月1日 27生都平第132号決定

改正 平成29年7月26日 29生都平第83号決定

改正 平成30年3月13日 29生都平第228号決定

(目的)

第1 東京都の女性活躍推進の気運醸成のため、「東京都女性活躍推進ロゴマーク」を女性活躍推進のシンボルとして、都民、事業者に広く周知し、活動を促すことを目的として、本要領を定める。

(ロゴマーク)

第2 東京都女性活躍推進ロゴマークは別紙「東京都女性活躍推進ロゴマーク仕様」に示すとおりとする。

(ロゴマークの利用の範囲)

第3 東京都女性活躍推進ロゴマークは東京都のほか、女性活躍推進の取組を理解し、その推進を図ることを目的とするものに限り、次に掲げる事業等に利用することができる。

- (1) 都内区市町村が女性活躍推進に係る事業等で利用する場合
- (2) 女性も男性も輝く TOKYO 会議構成団体又は構成団体所属の企業・団体等が女性活躍推進に係る事業等で利用する場合
- (3) 東京都女性活躍推進大賞の表彰を受けた団体又は個人が利用する場合
- (4) その他都が女性の活躍推進に係る事業と認めた場合

(ロゴマークの利用制限)

第4 第3の規定にかかわらず、東京都女性活躍推進ロゴマークは、その利用が次のいずれかに該当する場合は、利用できない。

- (1) 営利活動又は特定の政治活動等を助長するおそれがある場合
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められた場合
- (3) 特定の個人又は団体の信用を高めるために利用するものである場合
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用すると認められる場合
- (5) その他、東京都が不相当と認める場合

(利用の中止等)

第5 東京都女性活躍推進ロゴマークの利用に関し、第4のいずれかに該当すると認められるときは、知事は、その利用を差し止め、又は中止することができる。

(使用料)

第6 東京都女性活躍推進ロゴマークの使用料は、免除とする。

(利用承認手続)

第7 東京都女性活躍推進ロゴマークを利用しようとする者は、利用申請書（別記第1号様式）を、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は東京都女性活躍推進ロゴマークの利用を承認するときは、利用承認書（別記第2号様式）を申請者に交付するものとする。

3 知事は利用承認書の交付に際して必要があるときは、条件を付することができるものとする。

(利用者の責務)

第8 ロゴマークが表示されたものに関する事故、苦情等が発生した場合、一切の責任はロゴマークの利用者に帰するものとし、ロゴマークの利用者の責任をもって解決しなければならない。

(報告及び調査)

第9 知事は東京都女性活躍推進ロゴマークの利用を承認した者に対し、利用状況等について報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

附 則

この取扱要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行年月日)

この取扱要領は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

改正前の東京都女性活躍推進ロゴマーク取扱要領の第3（3）における奨励賞を受賞した団体の利用は、改正後の東京都女性活躍推進ロゴマーク取扱要領の第3（3）優秀賞を受賞した団体の利用規定を準用するものとする。

附 則

(施行年月日)

この取扱要領は、平成29年7月26日から施行する。

(経過措置)

この取扱要領の施行前に承認された、改正前の東京都女性活躍推進ロゴマーク取扱要領の第3（2）東京都女性活躍推進会議構成団体又は構成団体所属の企業・団体等の利

用は、改正後の東京都女性活躍推進ロゴマーク取扱要領の第3（2）に掲げる女性も男性も輝く TOKYO 会議構成団体又は構成団体所属の企業・団体等の利用とみなす。

附 則

(施行年月日)

この取扱要領は、平成30年3月13日から施行する。

(経過措置)

この取扱要領の施行前に承認された、改正前の東京都女性活躍推進ロゴマーク取扱要領の第3（3）東京都女性活躍推進大賞若しくは優秀賞を受賞した団体又は個人の利用は、改正後の東京都女性活躍推進ロゴマーク取扱要領の第3（3）に掲げる東京都女性活躍推進大賞の表彰を受けた団体又は個人の利用とみなす。